

# 特定の保育園等を希望する者などの取扱いについて

## <自治体の取扱い例>

※ この資料は、平成28年10月18日に実施した「保育所等利用待機児童数調査に関する自治体からのヒアリング」及び、その後実施した全国の市区町村への調査結果から得られた、特に各自治体において取扱いが異なる「求職活動の休止」、「特定園希望」、「育児休業中」について各自治体における取扱いの代表的な例を示したものである。

○ 保育所等利用待機児童数調査については、以下の通知に基づき各自治体において取り扱っている。

「保育所等利用待機児童数調査」(平成28年4月26日雇児保発0426第3号)(抜粋)

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものを把握すること。

(注1) 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注2) 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

(注3) 付近に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業がない等やむを得ない事由により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、

① 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている児童

② 地方公共団体における単独保育施設(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育されている児童

③ 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成、就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している児童

④ 企業主導型保育事業で保育されている児童

については、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注4) いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

(注5) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を現在利用しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注6) 産休・育休明けの利用希望として利用申込が出ているような、利用予約(利用希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

(注7) 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

※ 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等とは、

(1) 開所時間が保護者の需要にしている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)

(2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20~30分未満で登園が可能など)

(3) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の対象となっている施設

(4) 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)の対象となっており、市町村子ども・子育て支援事業計画の提供体制確保に規定されている施設(保護者の保育ニーズに対応していることが利用者支援事業等の実施により確認できている場合)

(注8) 保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

## <求職活動休止の取扱いについて>

(注1) 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

### 【自治体の取扱い例】

#### ○ 「求職活動の休止」について(特に休止の確認方法)

##### [何らかの手段で確認を行っている場合]

- ・ 保護者にハローワークの登録証の写しを求めるが、未提出の場合は休止と取り扱っている。
- ・ 保護者にインターネット上の求職サイトや派遣会社への登録など、証明できるものを求めるが未提出の場合は休止と取り扱っている。
- ・ 保護者に定期的に求職活動報告書等の提出を求めているが、未提出の場合は休止と取り扱っている。
- ・ 自治体からアンケートを送付、電話や手紙による確認、自宅訪問などにより休止の確認ができた場合は、休止と取り扱っている。
- ・ 保護者からの申し出により休止が確認できた場合は、休止と取り扱っている。
- ・ 入園申請時における保護者からの聴き取り内容により休止を判断している。

##### [一律の取扱いを行っている場合(考え方・理由を含む)]

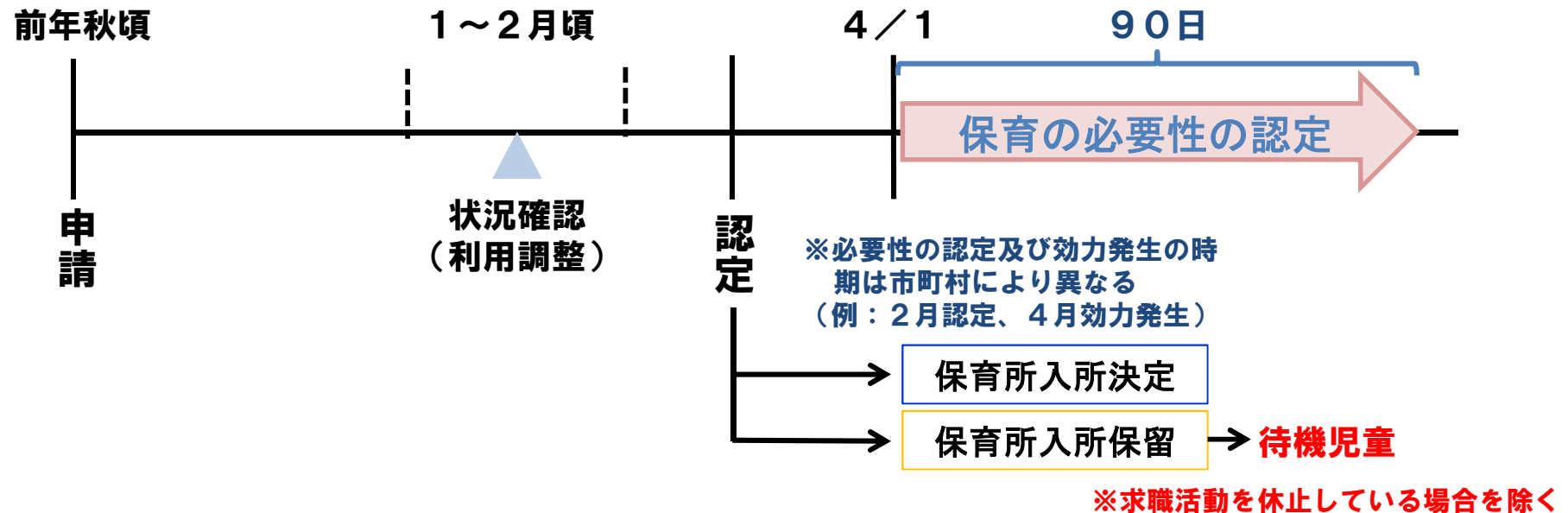
- ・ インターネットを利用し主に自宅で求職活動を行っている場合は、保護者自らが保育可能なため、一律求職活動休止とみなす自治体がある。
- ・ 求職活動を休止していることの確認が作業的にも困難なため、休止の確認をせずに、待機児童数に含めている自治体がある。 等

# 「求職活動」を事由とする保育の必要性の認定について(イメージ)

## 【基本的な制度、取扱い】

- 認定の有効期間は90日が基本（90日を上限に市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日までの期間）
- 市町村は「ハローワークの登録証の写し」「求職活動の状況が分かる申立書」等で活動状況を確認
- 4月入所の申請時(前年秋頃)に加え、利用調整の時期(1～2月頃)に、直近の状況の確認を行う取扱いもみられる。

## 【自治体の運用例】



※保育の必要性の認定を早い時期(1月等)に行う市町村で、認定後に求職活動の休止が確認された場合には、待機児童数に含めない扱いとしている。

※保育の必要性の認定の前に、求職活動の休止が確認された場合、通常は「必要性の認定」自体を行わないものと考えられる。(このような例を、「求職活動の休止」として待機児童数から除く例もあると考えられる。)

※求職活動休止の確認の方法に関しては、必要性の認定の際の求職活動状況の確認方法が、各自治体の運用に任されていることとの均衡を考える必要がある。

## <特定園希望の取扱いについて>

(注7) 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

※ 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等とは、

- (1) 開所時間が保護者の需要に応じている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)
- (2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など)
- (3) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の対象となっている施設
- (4) 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)の対象となっており、市町村子ども・子育て支援事業計画の提供体制確保に規定されている施設(保護者の保育ニーズに対応していることが利用者支援事業等の実施により確認できている場合)

### 【自治体の取扱い例】

#### ① どのような場合を「他に利用可能な保育所等」と位置付けているか

- ・ 通常の交通手段である自動車で20～30分走れば入れる保育園等がある場合。
- ・ 自宅から自転車等で無理なく通える範囲を自宅から半径2kmとし、その範囲に空いている保育園等がある場合。
- ・ 家庭状況、通勤時間、通勤経路等を踏まえ個々に判断している。 等

## 【自治体の取扱い例】

### ② どのような場合を「特定の保育所等を希望」と位置付けているか

#### [少数の園しか希望していないか否かを指標とする方法]

- ・ 自宅から通える範囲内に複数園存在するのに、特定の1園のみ又は特定の複数園を申請している場合。(申込書に第3希望まで記入し、そのいずれの園にも入所できなかった場合は、一律に待機児童数に含めている自治体も一部ある)
- ・ 保護者が自宅から通える範囲内に空きがある園が存在するにも関わらず保護者が希望しない場合。

#### [他の園を希望するか否かを指標とする方法]

- ・ 希望する園以外を紹介したが利用を希望しない場合。
- ・ 申込書に他園紹介希望の有無の項目を設け(又は口頭確認)、紹介希望なしの場合。
- ・ 申込書の希望園記載欄に、記載可能な園数を全て記載していない場合。

#### [その他]

- ・ 兄弟姉妹と同じ園の入園を希望している場合。
- ・ 自宅や職場から近い(通勤経路にある)園だけを希望している場合。
- ・ 保護者の意向に合う教育・保育サービスを提供している園のみを希望している場合。 等

## 【自治体の取扱い例】

### ③ どのような場合を「私的な理由」と位置付けているか

#### [通園の利便性を理由としているもの]

- ・ 特定のルート上の園、駅近隣の園など、特に利便性の良い場所を求める場合。
- ・ 自宅や職場から近い(通勤経路にある)園だけを希望している場合。
- ・ 他に通園可能な園があるにも関わらず特定の園のみを希望している場合。

#### [他の園を希望するか否かを理由としているもの]

- ・ 第1希望園などの空きを待つという場合。
- ・ 希望する園以外を紹介したが利用を希望しない場合。

#### [提供される保育内容等を理由としているもの]

- ・ シーツの洗濯等を保護者が行う園は希望しないなど保育内容に関わる場合や、園庭が広い園を希望している場合。
- ・ 保護者の意向に合う教育・保育サービスを提供している園のみを希望している場合。

#### [その他]

- ・ 兄弟姉妹を同じ園に入園させたいと希望する場合。
- ・ 友人や知人の子どもが通園しているからという理由の場合。
- ・ 1つの園のみ希望している場合。
- ・ 保護者自身が通園していた園だからという理由の場合。
- ・ 育児休業給付の受給延長するために申請した場合。 等

## <育児休業中の取扱いについて>

(注8) 保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

### 【自治体の取扱い例】

#### ○ 育児休業中の場合は、待機児童数に含めているか、含めていないか

##### [待機児童数に含めている場合]

- ・ よりやむを得ない事情であるため、入園できずに育児休業を延長した者のみ待機児童数に含めている。
- ・ 育児休業を引き続き取得しているのは、入園したくてもできなかったからと考えられるため待機児童数に含めている。
- ・ 育児休業給付の受給延長のために入園申込した者と、育児休業を切り上げて早く復職したい者との見極めは困難なため、一律に待機児童数に含めている。
- ・ 入園できれば育児休業を切り上げて復職する意思があるため、待機児童数に含めている。

##### [待機児童数に含めていない場合]

- ・ 入園できなくとも育児休業中の場合は、自宅で子どもを保育することができるため、待機児童数に含めていない。
- ・ 育児休業給付の受給延長が目的の場合は、待機児童数に含めていない。入園内定後に辞退する者も一定数いる。 等